京田辺市における臨床心理士の活用について

京田辺市教育委員会

本市教育委員会では、各学校(園)での課題が多様化・複雑化し、そして教員の多忙化が進む中、教育活動の円滑な展開、児童生徒、園児の健全な学習活動の促進が図られるよう重点的に支援を行っている。

特に、不登校やいじめ問題、支援が必要な児童生徒、園児が在籍する学級へのアドバイスなどに対応するため、平成25年度から本市教育委員会に経験豊富な臨床心理士(スーパーバイザー)を配属し、既に配置されている各校スクールカウンセラー等との連携を行い、生徒指導上の多様な課題等について解決や未然防止に向け具体的な支援を行っている。

平成27年度の臨床心理士の活用状況は、教育相談が28件、学校支援が32件、適応指導教室支援14件、研修講師が4件、その他会議等が18件あり、総数は96件であった。

各学校(園)からは、市教育委員会の実践的・重層的支援として概ね好評をいただいている。

記

1 主な活用内容

(1) 各幼、小、中学校の教育相談におけるスーパーバイズ

『機能的な教育相談体制へのアドバイス』

配置当初、スクールカウンセラーをうまく活用していない学校が見られた。スクールカウンセラーや学校管理職との面談を通し、効果的な活用への助言を行っている。また困難な事案に対し、複眼的に見ることができ、問題解決へ向けた体制構築に活かされている。

- (2) 各幼、小、中学校の教育相談における極めて困難なケースへの対応
 - ・当該児童生徒の参観と対応方針についての協議及び検討
 - ・緊急事案の対応

『事案を俯瞰的に捉えることによる、より適切な教育相談の実現』

スクールカウンセラーが、クライアントに寄り添った見方をすることに対し、学校の状況や立場を理解して事案をとらえることができる。これは、毎週教育委員会に勤務することで、市内全体やそれぞれの学校の状況を把握しているためできることであり、該当のスクールカウンセラーへのスーパーバイズに活かされている。

- (3) 各幼、小、中学校のケース会議への出席及び助言
 - 不登校児童生徒についての情報交流と助言

- (4) 各小中学校配属のスクールカウンセラー等との連携及びスーパーバイズ
- (5) 適応指導教室「ポットラック」への指導助言
 - ・月1回の定例会議
 - ・通室児童生徒の対応協議

『適応指導教室(ポットラック)と学校との児童生徒の心理面での連携』

学校と学校での子どもの状況を把握しているからこそできる入室相談や、適応指導教室 (ポットラック)での子どもの観察を通した「見立て」ができ、学校復帰のタイミングや 復帰後のサポートなど、双方への適切な助言ができている。

(6) スクールカウンセラーが配置されていない幼稚園へのサポート

緊急度やニーズに応じて柔軟に幼稚園を訪問し、園児の観察や「見立て」、職員への助言を行っている。府費や市費でカバーされていない幼稚園へ対応が可能となっている。

(7) 教育相談等に係る教職員研修等の講師

『市全体の課題や要望に応じた研修の実施』

- 市全体の状況を把握しているからこそ、必要性の高い研修ができている。
- (8)不登校対策会議(本市教育委員会)への出席及び助言
- (9) 本市教育委員会の所管する小・中学校及び幼稚園等の依頼に応じた研修等
- 2 実施日

毎週木曜日と毎月第2水曜日を実施日としている。

 $(9:00\sim17:00)$

3 留意点

臨床心理士が専門性を十分に発揮し、教育相談を効果的に進めるためには、以下のことが重要である。

- 臨床心理士が市全体の学校・園や子どもの状況を十分に把握していること。その ためには、学校・園への訪問や管理職との意思疎通、教育委員会での情報共有が大 切である。
- 委員会として、臨床心理士の活用目的が明確であること。担当指導主事による事 案の整理や学校・園への派遣等の調整が大切である。